

税のプロムナード



税を知る週間

税金は取られるものではなく、「社会共通の費用をまかなう会費」です。なぜなら税金は、国が私たちの生活をより豊かで住みやすくするために提供するサービスに欠くことのできないものだからです。だからこそ、なぜ税金が必要かについて、一層理解を深めていく必要がありますし、また、税金が社会のために無駄なく使われているかどうか、みんなが関心をもつ必要があるわけです。



11月11日から17日までは、「税を知る週間」です。この機会に私たちの暮らしに深いつながりをもつ税金について、考えてみませんか。期間中、下記の行事を催します。お気軽にお出かけください。

年末調整・決定調書等の説明会

今年も給与所得者に対する「年末調整」を行う時期になりました。次の日程で源泉徴収義務者を対象に年末調整、法定調書及び給与支払報告書についての説明会を行います。

- 日時 12月6日(木) 午後1時30分～4時
 - 場所 八日市場市公民館
- なお、個人の青色申告者は決算説明会で行います。

会場	関東十字屋銚子店	旭サンモール 1階 風車の広場
行事		
中学生の税に関する ポスター・作文・ 標語展	11月9日(金)～17日(土)	11月8日(木)～17日(土)
税の無料相談	11月16日(金)～17日(土) 午前10時30分～ 午後4時	11月15日(木)～17日(土) 午前10時30分～ 午後4時

国土利用計画法による土地取引の届出制のご案内

届出の対象面積

11月1日から町全域が監視区域に指定されるとともに、白浜地域については、届出対象面積が引下げられました。

監視区域指定地域	届出が必要な面積
日吉・南条・東陽地区	1000平方メートル(10a)以上
白浜地区	500平方メートル(5a)以上

また、11月1日から、届出書は「実印」を押していただき、併せて印鑑登録証明書を添付していただくこととなります。

国土利用計画法についての
●相談・問合せ
地域開発推進室
☎④1211 内線232

届出は契約の6週間前までにしましょう。

11月30日(金)は、固定資産税4期分・国民健康保険税5期分の納期です。